

議案第 7 号

二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

人事院勧告に基づき、期末手当の支給割合を改めるとともに勤勉手当の支給について定めることに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年二宮町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第3項とする。

第8条第1項中「、第14条の2第1項及び第16条」を「及び第14条の2第1項」に改め、同条第2項中「第2条、第14条の2第3項及び第15条第2項」を「第14条の2第3項、第15条第2項及び第16条第2項第1号」に改め、「、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と」を削り、「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の95」と、給与条例第16条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(議案第7号) 二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
(給与に関する特例) 第7条 (略) 2 (略) 3 前項の規定による号給の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。 (給与条例の適用除外等) 第8条 職員の給与に関する条例(昭和32年二宮町条例第28号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第6条、第7条、第7条の3及び第14条の2第1項の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第14条の2第3項、第15条第2項及び第16条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第14条の2第3項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成24年二宮町条例第33号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、給与条例第16条第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。 3・4 (略)	(給与に関する特例) 第7条 (略) 2 (略) 3 <u>任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u> 4 <u>第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</u> (給与条例の適用除外等) 第8条 職員の給与に関する条例(昭和32年二宮町条例第28号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第6条、第7条、第7条の3、<u>第14条の2第1項及び第16条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</u> 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、<u>第14条の2第3項及び第15条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第14条の2第3項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成24年二宮町条例第33号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</u> 3・4 (略)